

第2次配偶者等からの暴力対策基本計画 意見の要旨及び市の考え方

1 募集期間:平成 29 年 12 月 17 日(日)～平成 30 年1月 26 日(金)

提出件数:2 人 29 件

2 意見の趣旨及び市の考え方

取扱区分:A(意見を反映)4 件, B(実施にあたり考慮)2 件, C(原案に考慮済み)4 件, D(説明・回答)19 件

| No | 該当箇所 | 頁 | 市民からの意見(概要) | 取扱区分 | 市の考え方 |
|----|----------|----|---|------|---|
| 1 | 国・県の動向 | P3 | 「計画」の骨組は4つの基本目標からなっており、原案は「国・県の動向」から始まり、「骨組」である4つの基本目標は国・県の「計画」にならってと推察するが、市の計画である以上、芦屋の現状からスタートすべきではないか。「市民意識調査」や「職員意識調査」があるが、まずは「当市におけるDV被害の実態」を明記し、それに対する施策が講じられるべきだと思う。 | D | P11に「計画の位置づけ」として記載のとおり、本計画は、DV防止法に基づく市町村基本計画であり、国の「基本方針」に即し、かつ、「兵庫県DV防止・被害者保護計画」を勘案し、本市が取り組むべきDV施策の方向を示すものであることから、このような計画の構成としております。 本市における具体的施策の検討にあたっては、「市民意識調査」や「実績報告」等の結果を勘案して課題を抽出し、その解決に向けた取り組みを行っているところ です。 |
| 2 | 本市の取組・課題 | P4 | LGBTなどの性的マイノリティの人の間でもDVが起こっており、そのことへの対応も課題であることに触れる必要がある。 | D | 本計画では、属性や性的指向等にかかわらずDV被害当事者への対応を進めることとしております。 |
| 3 | 本市の取組・課題 | P4 | 1次計画の7年間の取組として、年次ごとの相談件数や傾向についての報告が必要である。 | D | これまでの実績については、事務報告書で公表しています。今後は毎年、実績報告を作成してまいります。 |
| 4 | 計画策定の趣旨 | P5 | 「性別による固定的な役割分担意識」を克服し、「個人の尊厳」を守り抜く、ということは日本国憲法の示す方向そのものである。大きな計画にも関わらず「日本国憲法にのっとり」とか「日本国憲法を生かし」との文言がないのは不自然である。 | D | 行政が策定する計画において、日本国憲法の基本原理である「基本的人権の尊重」は記載の有無に関わらず大前提であると認識しております。 本計画は、DVの防止等に関する規定を定めた個別法であるDV防止法に基づく計画であることから、日本国憲法にまでは言及しておりません。 |
| 5 | DVとは? | P7 | DVの形態を国の説明通りのものを使っているが、より広く知ってもらうためにも、身体的・精神的・経済的・性的・社会的・子どもを利用した暴力という説明に変え、暴力からなぜ逃れられないのか、心理的な側面についての説明も加筆してほしい。 | A | P7にDVの説明と被害者がDVから逃れられない心理的側面について記載いたします。 |
| 6 | DVとは? | P7 | DVがあらゆる手段を使って被害者を支配・コントロールするという視点が欠けており、「DVの形態」の理解だけで終わってしまうので、加筆が必要である。 | A | P8にDVは暴力によって相手を支配しようとする行為であることを記載いたします。 |
| 7 | DVとは? | P7 | 法律の第一条の説明(点線囲み)の部分に、DV防止法の対象が、生活の本拠を共にする交際相手(又は交際相手であった)からの暴力を含むように改正されているので、加筆してほしい。 | C | 生活の本拠を共にする交際相手(又は交際相手であった)からの暴力については、法律第二十八条の二の条文に含んでおりますので、欄外に「本計画においては、交際相手からの暴力も計画の対象とします。」としております。 |

| No | 該当箇所 | 頁 | 市民からの意見（概要） | 取扱区分 | 市の考え方 |
|----|-----------|-----|--|------|--|
| 8 | 計画の基本的な視点 | P11 | DVの目撃は児童虐待に当たる（「児童虐待の防止に関する法律では、家庭でのDV（身体的暴力及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動）は児童虐待にあたりと定められている）を追記してほしい。 | C | P6, 35にDVと児童虐待の関係について記載しております。 |
| 9 | 啓発・教育の充実 | P17 | 課題②「市民（DV被害者だけでなく家族・友人等）へのDVについての啓発不足」を解決するためにということで、通報について記述しているが、通報は医療関係者のことだと思う。家族や友人が被害について聞いたり、知った時は通報ではなく、情報提供が必要だと思う。安易な通報は被害者がかえって危険になる可能性があるので通報の部分は削除してほしい。 | D | DV防止法では、配偶者からの暴力（身体に対する暴力に限る。）を受けているものを発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報するよう努めなければならないと規定されていることによります。なお、通報の努力義務については丁寧な啓発に努めてまいります。 |
| 10 | 啓発・教育の充実 | P17 | 啓発・教育は現実のDVへの対応にあたるうえで専門職員はじめ、市職員の役割が大きいことから「2市職員への啓発」を「1」に格上げすべきだ。《「市民意識」と「職員意識」とで、レベルがいかほどとも違わない》との調査結果は、なかなかきびしいものと受け止めるべきである。 | D | 意識調査等の結果を受けて、強化すべき最も重要な課題として、「啓発・教育の充実」を基本目標の第一に挙げております。また、市職員の役割の重要性を認識し、「市職員への啓発」を基本課題に明確に位置づけております。 |
| 11 | 啓発・教育の充実 | P22 | 職員意識調査の結果で、男女共同参画社会の実現に向けた取組の認知度として③芦屋市DV対策の基本計画について、「知らない、聞いたことがない」が50.7%である。また、DV相談室についても36.7%が「知らない、聞いたことがない」という結果となっている。DV被害者支援は全庁的に取り組むべき課題であり、被害者の情報流失は生命の危険にも及ぶ重大なテーマである。にもかかわらず職員に徹底されていないことに大きな危惧を感じる。このような実態から、庁内の連携会議の設置や、職員研修が必要だと考える。 | D | DV被害者支援ネットワーク会議の開催や職員研修の実施を引き続き行ってまいります。 |
| 12 | 啓発・教育の充実 | P26 | デートDVの説明で、恋人間暴力で若年層で起こっていると説明しているが、デートDVはおおむね若年層で起こっていることをいい、そのために小さい頃からの暴力防止教育が必要であるというような記述に変えてほしい。 | D | 「恋人同士の間で起きるDVをデートDVといい、若年層でも起こります。」は成人の恋人同士だけでなく、中高生でも起こっていることを指しています。学校等でのデートDV予防啓発講座を行うとともに子どもの自尊感情を育み、互いを大切にする意識醸成等により、暴力によらない人間関係のつくりかたを学ぶ機会を提供しております。 |
| 13 | 啓発・教育の充実 | P26 | 保育所や子育て関係の機関も含まれるように「学校・園等」としてほしい。 | C | 保育所や子育て関係の機関も含めて「学校等」としてしております。 |
| 14 | 啓発・教育の充実 | P26 | No.9の秘密の保持やDVに関する知識や理解を深めるための研修実施に対する所管として、男女共同参画推進課も加筆してほしい。 | D | 教職員対象の研修であることから、学校教育課が主体として取り組むことが重要であるとの認識です。実施計画において学校教育課が取り組んでおります。 |

| No | 該当箇所 | 頁 | 市民からの意見（概要） | 取扱区分 | 市の考え方 |
|----|----------|-----|--|------|---|
| 15 | 相談体制の充実 | P28 | 具体的施策についての所管がDV相談室となっているが、No.10, 12については所管する男女共同参画推進課とすべきである。特にNo.12は、庁内外の会議であるので、男女共同参画推進課とすべきである。 | D | ご指摘の具体的施策については、DV相談室(配偶者暴力相談支援センター)が、所管として取り組んでおります。 |
| 16 | 相談体制の充実 | P28 | このネットワーク会議に民間団体や弁護士なども含めることを要望する。 | D | DV被害者支援ネットワーク会議には、芦屋市医師会等も加わっています。構成については、今後検討してまいります。 |
| 17 | 相談体制の充実 | P28 | DVに対応する職員には高い専門性や豊かな経験が求められることから、人員体制の増強にも力を入れるべきである。この間の「行革」で極端なまでの人員削減のひずみが指摘される中、DV問題を通じて「必要な職員配置」「職員待遇の改善」「非正規職員の正規化」を進めていかないと、安心して相談できる「相談窓口」とはいえない。 | D | 組織体制は事業の必要性に応じて検討しているところでございます。 |
| 18 | 相談体制の充実 | P29 | 外国人に対しては母語で相談ができ情報を得ることができるよう通訳・翻訳をつけるなど相談者への配慮が必要なことから、そのことも明記してほしい。 | A | P29の「関係課や関係機関」を「関係課や国・県の専門機関等」に修正いたします。 |
| 19 | 被害者の安全確保 | P30 | DV防止法の規定で、自治体はDV被害者の安全を確保する責務があると書かれている。緊急時の安全確保が、「一時保護施設への入所につながる同行支援」や、入所に至らない場合は、警察と連携、さらに、一時保護施設への入所を希望しない・できない場合は「民間支援機関が運営する民間シェルター等安全確保についての情報提供」では、市の責務を果たしたことはない。 | D | 情報提供に加えて、当事者の状況に応じた支援機関につなぐことが安全確保の方策であると認識しております。 |
| 20 | 被害者の安全確保 | P30 | 所管としてNo.15は、DV相談室ではなく、男女共同参画推進課と福祉部門の課が必要と考える。 | D | 一時保護については、DV相談室が担当しており、関係機関との連絡・調整を行っております。 |
| 21 | 被害者の安全確保 | P31 | 「DV被害者が保護命令制度を利用できるように」と記述されているが、保護命令を利用できる人は要件があるので「保護命令の申し立てを希望する人には」などの表現に変えてほしい。 | C | 「DV被害者が保護命令制度を利用できるように」の「DV被害者」には「申し立てを希望する」を含意しております。また、「保護命令制度について情報提供」するなかには、利用要件についての情報が含まれております。 |
| 22 | 被害者の安全確保 | P31 | 「DV被害者が自立を進める上で加害者から追跡のおそれのある場合、加害者を近づけない、加害者に居場所を知られない等、安全確保のための支援をします」と記述されているが、加害者を近づけない支援は市では不可能だと思う。また、後半部分については、所管課はDV相談室ではなく市民課なので追記してほしい。 | D | 「加害者を近づけない支援」には、保護命令申し立て時等の支援を含んでおります。保護命令に関する情報管理の徹底は、DV相談室が中心となり、関係機関と取り組んでおります。 |

| No | 該当箇所 | 頁 | 市民からの意見（概要） | 取 扱 区 分 | 市の考え方 |
|----|----------|-----|--|------------------|--|
| 23 | 被害者の安全確保 | P31 | 被害者情報の閲覧制限については、所管課は市民課だと思う。または、全庁を挙げての取組が必要となるので、税や住宅課、保育所、学校関係、子育て支援も該当する。情報の流失が被害者や子どもの生命の危険にまで及ぶということも入れ、芦屋市では情報流失は決して起こさないという決意を感じるような記述にしてほしい。 | A | No.19, 20 について、所管のDV相談室が中心となり取り組んでおりますが、情報管理の徹底の重要性を鑑みて、「関係機関」を追記いたします。 |
| 24 | 被害者の自立支援 | P32 | 「暴力対策基本計画」であるからには現実の暴力被害者の救済・暴力の防止がされるべきである。 生活支援に「生活保護」の言及があるが、生活保護受給対象世帯の受給率が10数%という現状で福祉施策は後退している。格差・貧困の拡大がDVの土壌でもあることは「計画」でも述べられているとおりであり、福祉施策の向上をDV対策として明確に掲げるべきである。こうした現実への対応策を前面に掲げたうえで、それと同時並行的に「隠れた被害者」が救済を求められるように、さらにはDVの精神的土壌をなくしていくための啓発や教育の推進を掲げるべきである。 | D | P32 に記載のとおり、「福祉制度を利用した支援」を第一目に掲げて、被害者の生活の安定に向けた支援等を行っております。 啓発や教育の推進に関しては、前計画から強化すべき最も重要な課題として、基本目標の第一に挙げることで、取り組みの重要性を示しております。 |
| 25 | 被害者の自立支援 | P32 | 芦屋市の人があるまま芦屋市の市営住宅に入居するのは危険が伴う。県内他市と協力して、市営住宅の融通ができるよう、調整を行ってほしい。 | D | 転入してきたDV被害者に対して、市営住宅の情報提供を行っております。市営住宅の融通については行ってないため、県営住宅等の情報を提供しております。 |
| 26 | 被害者の自立支援 | P32 | 「情報提供」という文言が多い。情報提供にとどまらず、就労では市の関連機関での雇用を入れたり、心身の回復支援では心のケアにつながるような「心のケア講座やプログラムの実施」などを検討してほしい。 | B | 今後、毎年作成する実施計画において検討してまいります。 |
| 27 | 被害者の自立支援 | P32 | 「ワンストップ支援ができるように努める」と記述しているが、「ワンストップ支援の実施」としてほしい。 | D | DV被害者が必要とする支援内容に応じて、適切なワンストップ支援が出来るよう努めております。 |
| 28 | 被害者の自立支援 | P34 | DV被害者は心身に大きなダメージを受けており、その心のケアも必要である。基本課題4で「子どもの心のケアに関する支援」としているように、相談事業や医療機関を活用した「心のケア」としてほしい。 | D | 「相談事業や医療機関を活用した支援」には心のケアも含んでおります。 |
| 29 | 数値目標 | P37 | ここに上がっている項目や目標値は、達成できることを挙げているとしか思えない。 2-4の「DVについての啓発」を「職員研修」とし、年2回以上としてほしい。 3-8のデートDV防止教育は、中学・高校で年1回以上の実施という目標値を立てるべきである。 | B | 今後、毎年作成する実施計画の中で検討してまいります。 |